

渋川市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成25年群馬県条例第17号）に基づき、歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、市及び市民の責務並びに関係者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び口腔の健康の保持及び増進又はそれらの機能の維持及び向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る業務に従事する者であつて、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 胎児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科口腔疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (2) 市民が自ら生涯にわたり日常生活において歯科口腔疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。以下同じ。）を受け、歯科口腔疾患を早期に発見し、治療を受けることを促進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る施策その他関連

施策の有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、実施するとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に当たって市民に広く普及啓発し、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者（以下「関係者」という。）との連携及び協力を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する知識と理解を深め、歯科口腔疾患の予防に向けた取組を行い、症状の有無にかかわらず定期的に歯科検診を受け、必要に応じて指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるものとする。

(関係者の役割)

第6条 関係者は、相互に連携を図りながら、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりの推進を実施するとともに、市が行う施策への協力に努めるものとする。

(基本的な施策等)

第7条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識の習得に必要なこと。
- (2) かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診及び専門的な口腔ケアを受けるよう勧奨するために必要なこと。
- (3) 胎児期、乳幼児期、学齢期、青年期、成人期及び高齢期のそれぞれの特性に応じた歯科口腔疾患の予防及び早期発見並びに口腔の機能の維持向上に向けたセルフケア方法の普及啓発に必要なこと。
- (4) 歯と口腔の健康づくりに関連した食育推進に必要なこと。
- (5) う蝕（むし歯）予防のためのフッ化物応用等科学的根拠に基づいた取組に必要なこと。
- (6) 歯と口腔の健康づくりの観点からみた糖尿病、心疾患その他の歯

科口腔疾患に関連のある生活習慣病への対策及び喫煙に伴う健康被害防止への対策に必要なこと。

(7) 周術期における口腔機能管理の推進を図るために必要なこと。

(8) 障害者、介護を必要とする高齢者その他特に支援を必要とする者が適切な歯科医療及び口腔ケアの提供を受けるために必要なこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策及び社会環境の整備に必要なこと。

2 市は、前項の基本的な施策を実施するため、関連する情報の収集及び必要な調査研究に努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により策定する渋川市健康増進計画において、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。